

院外処方せんの一般名処方の導入について

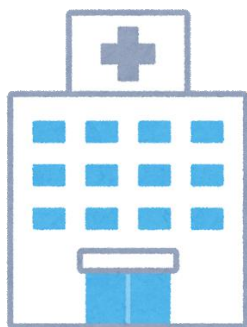
当院では、後発医薬品が存在する医薬品について、一般名処方による院外処方せんの交付をおこなっております。

〈一般名処方とは？〉

処方せんには調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名（有効成分の名称）で記載している場合があります。このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいます。

一般名処方となりましても、「先発医薬品」や「後発医薬品」のどちらでも選ぶことができ、これまで通りお薬を保険薬局で調剤していただけます。

「薬の安定供給」や「後発医薬品の使用促進」のために国の政策として推進されており、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



病院長